

1. 応援金について

Q 1. 応援金の給付額はいくらですか。

A 1. 法人：20万円

個人事業主：10万円 ※ただし、次の①、②に該当する場合は20万円

- ①主たる事業が日本標準産業分類(中分類)における農業、漁業、食料品製造業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業及びその他卸売業で、日常的に飲食店と取引がある。
 - ②新居浜市プレミアム付き地域応援券事業の店舗登録を行わない。
- ※応援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

Q 2. 応援金の対象者を教えてください。

A 2. 次の要件を満たしていること。

(1) 令和3年5月1日時点で新居浜市に本店を有するまたは住民登録をしている事業者であること。

- ・ 法人の場合、新居浜市に本店を有していること。
- ・ 個人事業主の場合、新居浜市に住民登録を有していること。

(2) 現在、事業を営んでおり、将来に向かって効果が持続する形で感染対策に取り組み、今後も事業を継続する意思があること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から5月までのうち、いずれかの月(選択した対象月)の事業収入(売上)※が前年又は前々年同期比で30%以上減少していること。

※確定申告書類において事業収入として計上するものになります。(収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。)なお、不動産収入や給与収入、雑所得や一時所得等は含みません。また、国の持続化給付金、雇用調整助成金等の給付金・助成金収入は、事業収入(売上)には含めません。(下記(4)の年間事業収入も同様)

(4) 比較対象月を含む年間事業収入(売上)が法人の場合は240万円以上、個人事業主の場合は120万円以上であること。

ただし、下記のいずれかに該当する方は対象外となります。

- (1) 「営業時間短縮に係る協力金」の対象者又は令和3年1月から5月の売上減少を対象とした「一時支援金、4月分又は5月分の月次支援金」を受給した事業者
- (2) 暴力団等に関与している事業者
- (3) 風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (4) 国又は法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織若しくは団体
- (7) 大企業(みなし大企業を含む)

Q 3. 応援金の対象業種はありますか。

A 3. 要件を満たす事業者であれば、全業種が対象となります。

農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業、その他の業種

Q 4. NPO法人や医療法人も対象となりますか。

A 4. 資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人等が対象となります。

医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

Q 5. 令和3年5月1日以降に開業した場合、対象になりますか。

A 5. 対象となりません。

ただし、創業に係る融資を受ける場合には、創業支援補助金の対象となる可能性がありますので、別途お問い合わせください。

Q 6. 時短協力金の対象者であるが、協力金を受け取っていない場合も対象外となるか。

A 6. 時短協力金を受け取っていない場合でも、協力要請の対象者に該当している場合であれば、応援金の対象外となります。

Q 7. 多角的な事業展開により、飲食店を営んでいる中小企業者等が、時短要請を受けて協力金の支給を受けたが、別の部門（例えば小売事業）でも影響を受けたことにより、売上が30%以上減少した場合、対象となるか。

A 7. 会社全体として判断するため、応援金の対象外となります。

Q 8. 応援金との重複受給が認められない月次支援金の範囲は。

A 8. 令和3年4月、5月を対象月（売上が50%以上減少した月）とする月次支援金を受給した者は、応援金との重複受給が認められません。ただし、令和3年6月以降の月を対象月とする月次支援金を受給した者については、この限りではありません。

【参考】応援金並びに時短協力金及び一時・月次支援金との重複受給制限について

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	①一時支援金		②月次支援金			月次支援金 (今後の感染状況等により 継続実施の可能性あり)	
	・ 1～3月の売上が50%以上減少した事業者		・ 4～6月の売上が50%以上減少した事業者				
	③時短協力金						
	・ 営業時間短縮の協力要請を受けた事業者						
	④応援金(県・市町連携事業)						
	・ 1～5月の売上が30%以上減少した事業者						
← (①②③) と④との重複受給が制限される期間 →							

Q 9. 先に市の応援金を申請し、後日、国の一次支援金等を申請することは可能か。

A 9. 国の一次支援金や4月分又は5月分の月次支援金との併給はできません。市の応援金の交付決定後に申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、交付決定を取り消し、返還を求めて、課徴金を徴することになりますので、返金を前提とした申請はしないようにお願いします。

Q10. 法人で、本社が新居浜「市外」、支店が新居浜「市内」にある場合対象になりますか。

A10. 新居浜市に本店を有する事業者の方が対象となるため、対象外となります。

※本店が愛媛県内であれば、本店が所在する自治体へ「えひめ版応援金」の申請可否について、お問い合わせください。

Q11. 個人事業主で、新居浜「市内」に住所を有しているが、店舗や事業所が新居浜「市外」にある場合対象になりますか。

A11. 新居浜市内に住所を有しているため、対象となります。

Q12. 個人事業主で、新居浜「市外」に住所を有しているが、店舗や事業所が新居浜「市内」にある場合対象になりますか。

A12. 新居浜市に住民登録をしている個人事業主の方が対象となるため、対象外となります。

Q13. 指定管理者や第三セクターは応援金支給の対象となるか。

A13. 指定管理者や地方自治体が出資又は出えんを行っている第三セクターは、原則として応援金の支給対象にはなりません。

Q14. 応援金の給付要件にある「感染対策」とは何か。

A14. 「感染対策」とは、殺菌、飛沫防止や3密回避等に資する取り組みです。

【例】手指消毒用アルコール、CO₂センサー、衝立等の設置や従業員への意識啓発活動、テレワークの実施など。

2. 事業収入（売上）について

Q15. 事業収入（売上）の確認方法を教えてください。

◇法人の場合

法人事業概況説明書「18 月別の売上高等の状況」により、比較対象とする月別の売上を確認し、申請書に記載してください。

※持続化給付金、雇用調整助成金等の給付金・助成金収入が、事業収入（売上）に含まれる場合、**「給付金・助成金額を控除した金額」**で確認の上、申請書に記載してください。

12 事業 形態	(1) 事業の状況 (2) 事業内容の特異性	(1) 業種 (2) 業種別割合 %	13 主な設備等の状況
	(3) 売上区分 現金売上 % 掛売上 %		
	14 決済日等の状況 売上 締切日 決済日 仕入 締切日 決済日 外注費 締切日 決済日 給料 締切日 支給日		
15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称		16 税理士の関与 (1) 氏名 (2) 事務所所在地 (3) 電話番号 <input type="checkbox"/> 監査の付嘱 <input type="checkbox"/> 調査立会 <input type="checkbox"/> 税務相談 <input type="checkbox"/> 開帳状況 <input type="checkbox"/> 決算書の作成 <input type="checkbox"/> 経理の監理 <input type="checkbox"/> 補助簿の記載 収関係事務
	18 月別の売上高等の状況 月別 売上(収入)金額 仕入 千円 千円 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 計 千円 千円		19 当期の営業成績の概要

①前年又は前々年の1月から5月の売上金額のいずれかで、30%以上減少していることを確認。

②比較対象とする月の売上を申請書に記載してください。

年間売上金額（合計額）が、240万円以上であることを確認。

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

◇個人事業主の場合

○確定申告が青色申告の方

青色申告決算書「月別売上（収入）金額及び仕入金額」により、月別の売上（収入）を確認し、申請書に記載してください。

※持続化給付金、雇用調整助成金等の給付金・助成金収入が、事業収入（売上）に含まれる場合、**「給付金・助成金額を控除した金額」**で確認の上、申請書に記載してください。

【記載例（決算書2ページ）】

令和 02 年分

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	2,644,000	1,756,000
2	2,506,000	2,102,000
3	2,980,000	
4	3,044,000	
5	3,107,000	
6	3,459,000	2,289,000
7	3,228,000	2,019,000
8	2,859,000	2,229,000
9	3,351,000	2,456,000
10	3,602,000	2,629,000
11	3,838,000	2,605,000
12	4,135,000	2,728,000
計	39,280,000	20,000,000

年間売上金額（合計額）のうち、**「家事消費等」及び「雑収入」を控除した金額が120万円以上であることを確認。**

項目	金額
前年又は前々年の1月から5月の売上金額のいずれかで、30%以上減少していることを確認。	
比較対象とする月の売上を申請書に記載してください。	
年間売上金額（合計額）のうち、「家事消費等」及び「雑収入」を控除した金額が120万円以上であることを確認。	

○確定申告が白色申告の方

收支内訳書「収入金額の売上（収入）金額」から算出した月平均を比較対象月の事業収入（売上）として確認し、申請書に記載してください。

令和 0 年分收支内訳書（一般用）

この收支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額		売上(収入)金額	
家賃収入		家賃収入	
その他の収入		その他の収入	
計		計	
期首商品(製品)棚卸高		期首商品(製品)棚卸高	
仕入金額		仕入金額	
小計		小計	
期末商品(製品)棚卸高		期末商品(製品)棚卸高	
差引原価		差引原価	
差引金額		差引金額	
給料賃金		給料賃金	
外注工賃		外注工賃	
減価償却費		減価償却費	
貸倒金		貸倒金	
地代家賃		地代家賃	
利子割引料		利子割引料	
租税公課		租税公課	
その他		その他	
専従者控除		専従者控除	
所得金額		所得金額	

①前年又は前々年の売上（収入）金額が、120万円以上であること。

②前年又は前々年の売上（収入）金額から月平均を比較対象月の事業収入（売上）として30%以上減少していることを確認し、申請書に記載して下さい。

【例】
売上（収入）金額が300万円の場合
年間事業収入額300万円 / 12ヵ月
=（月平均の事業収入額）25万円

Q16. 事業収入（売上）の確認方法を教えてください。

A16. 令和3年1月～5月までのうち、いずれかの月（選択した対象月）の事業収入（売上）が前年又は前々年同期比で30%以上減少している事業者が対象となります。

- 「①法人や個人事業主（青色申告）の方」と、
「②個人事業主（青色申告で所得税青色申告決算書がない、白色申告）」の方で、
前年の事業収入（売上）の計算方法が異なりますので、ご注意ください。

【計算式】

事業収入（売上）減少率 $\{(B - A) / B \times 100\} = \underline{\hspace{2cm}} \% (\geq 30\%)$

①法人、個人事業主（青色申告あり）の場合

2020年(令和2年)												
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入額	50万円	30万円	40万円	20万円	50万円	40万円	50万円	40万円	30万円	40万円	50万円	50万円
2021年(令和3年)												
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入額	50万円	30万円	30万円	30万円	30万円							

※事業収入（売上）減少率の算出例（5月の事業収入が30%以上減少した場合）

令和3年5月の事業収入額（売上）：30万円 … A

令和2年5月の事業収入額（売上）：50万円 … B

$$\text{減少率} = (50\text{万円 (B)} - 30\text{万円 (A)}) / 50\text{万円 (B)} \times 100 = 40\%$$

②個人事業主（青色申告で所得税青色申告決算書がない、白色申告）の場合

※社会福祉法人：事業活動収支決算書、公益財団法人、公益社団法人：正味財産増減計算書も含みます。

2020年(令和2年)												
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入額	300万円（月平均の事業収入額：25万円）											
2021年(令和3年)												
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入額	50万円	30万円	30万円	30万円	15万円							

※事業収入（売上）減少率の算出例（5月の事業収入が30%以上減少した場合）

令和3年5月の事業収入額（売上）：15万円 … A

令和2年の月平均の事業収入額（売上）

$$= \text{年間事業収入額} 300\text{万円} / 12\text{か月} = 25\text{万円} \dots B$$

$$\text{減少率} = (25\text{万円 (B)} - 15\text{万円 (A)}) / 25\text{万円 (B)} \times 100 = 40\%$$

Q17. 創業から1年1か月未満で前年と比較できない場合は対象となりますか。

A17. 令和2年5月2日から令和3年4月30日までの間に創業又は新規開業した中小企業者等（個人事業主を含む）については、特例として、売上減少の要件に関して以下のとおり取り扱います（法人設立日又は開業日を確認できる以下の証拠書類等が必要です）。

なお、事業収入（売上）の下限要件「比較対象月を含む年間売上が、法人240万円以上、個人事業主120万円以上であること」については、免除となります。

ア 令和2年5月2日から12月31日までに創業した事業者

令和3年1～5月のいずれかの月の事業収入（売上）が、法人設立日又は開業日を含む月から令和2年12月までの間で平均した事業収入（売上）月額と比較して30%以上減少していること（設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）。

イ 令和3年1月1日から4月30日までに創業した事業者

令和3年5月1日から5月31日までの間で平均した事業収入（売上）日額が、法人設立日又は開業日から令和3年4月30日までの間で平均した事業収入（売上）日額と比較して30%以上減少していること（法人設立日又は開業日から令和3年4月30日までの間で平均した事業収入（売上）日額を算出する際の日数は、操業日数に関わらず、法人設立日又は開業日から起算して令和3年4月30日までの日数とする。令和3年5月1日から5月31日までの間で平均した事業収入（売上）日額を算出する際の日数は、操業日数に関わらず31日とする。）。

3. 申請方法について

Q18. 申請する際の必要書類はどのようなものですか。

A18. 申請書類は次のとおりです。

1. 交付申請書（第1号様式）

2. 誓約書（第2号様式）

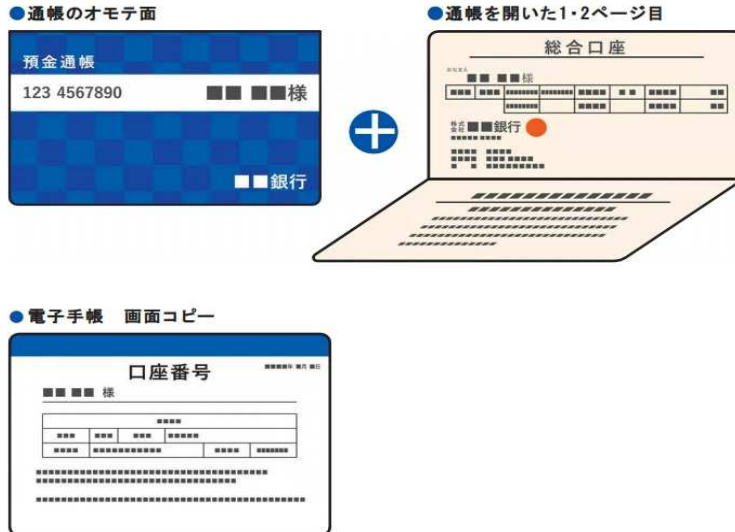
※誓約書の最下部の法人名及び代表者職・氏名の欄は、必ず代表者又は個人事業主本人の自署でお願いします。（訂正不可）

3. 応援金の振込先口座の通帳の写し

通帳の表紙及び表紙を開いた見開きページ全部（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ）の写し。

【インターネットバンキングの場合】

金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報を確認できるサイトページ画面の写し。



4. 本人確認書類の写し

法人代表者又は個人事業主本人のマイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証（表裏）、パスポート、保険証等の書類

※各証明書の有効期限を必ず確認してください。



5. 対象月の事業収入（売上）月額が確認できる書類

中小企業者等（個人事業主を含む）が作成している確定申告の基礎となる「売上台帳」等の写しを添付してください。


経理ソフトから抽出した売上データ




得意先	得意先名称	得意先住所	得意先業種	得意先種別	得意先区分	得意先住所	得意先業種	得意先種別	得意先区分	得意先住所	得意先業種	得意先種別	得意先区分
5/1	株式会社	東京都											
001													
5/2	株式会社	東京都											
002													
5/3	株式会社	東京都											
003													
5/4	株式会社	東京都											
004													
5/5	株式会社	東京都											
005													
5/6	株式会社	東京都											
006													




エクセルで作成した売上データ





得意先	得意先名称	得意先住所	得意先業種	得意先種別	得意先区分	得意先住所	得意先業種	得意先種別	得意先区分	得意先住所	得意先業種	得意先種別	得意先区分
1月	売上	204	1,020	41,240									
2月	売上	205	1,025	21,600									
3月	売上	206	1,030	24,000									
4月	売上	207	1,035	26,400									
5月	売上	208	1,040	28,800									
6月	売上	209	1,045	31,200									
7月	売上	210	1,050	33,600									
8月	売上	211	1,055	36,000									
9月	売上	212	1,060	38,400									
10月	売上	213	1,065	40,800									
11月	売上	214	1,070	43,200									
12月	売上	215	1,075	45,600									



手書きの売上台帳のコピーなど







6. 比較対象月の事業収入（売上）月額が確認できる書類

【法人の場合】

比較対象月を含む「法人税確定申告書（別表一）」（収受日付印が押されているもの）の控え、及び「法人事業概況説明書（両面）」の控えを添付してください。

■確定申告書別表一（1枚）

■法人事業概況説明書（2枚（両面））

※公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により
 公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）である場合は、比較対象月の収入（寄
 付金、助成金等を含む）が確認できる書類として、下記を確定申告書類の代わりに
 提出することができます

例)

法人種別	月間収入の計算書類等
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

【個人事業主の場合】

○ 確定申告が青色申告の方

比較対象月を含む「所得税確定申告書（申告書B）第一表」（収受日付印が押されているもの）
 の控え、及び「青色申告決算書」の控えを添付してください。

○ 確定申告が白色申告の方

比較対象月を含む「所得税確定申告書（申告書B）第一表」（収受日付印が押されているもの）
 の控え、及び「収支内訳書」を添付してください。

申告方法に関わらず必要な書類

■ 確定申告書第一表(1枚)



青色申告の方（青色申告決算書）

【記載例（決算書2ページ）】

白色申告の方（収支内訳書）

＜創業・新規開業特例における証拠書類＞

- ・法人：履歴事項全部証明書 ※申請日より3か月以内に発行されたもの。
- ・個人事業主：開業・廃業等届出書等（事業の開始が確認できる書類）
- ・「事業収入（売上）減少比較表（第3号様式）」

※事業承継特例及び法人成り特例を利用する場合には、申請要領をご確認頂くか、別途お問い合わせください。

【共通】

- ・確定申告書の控えについては、税務署の受付印、受付日時の印字、税理士等の証明印、青色申告会の受付印のいずれかがあるものを提出してください。
- ・電子申告（e-Tax）で提出した場合は、提出した確定申告書の控えの欄外に受付日時等の印字がされているものを提出してください。

7. その他必要な書類

必要に応じて、新居浜市が求める書類を添付してください。

Q19. 確定申告を失念しており、行っていない場合はどうしたらよいですか。

A19. 応援金申請の必要書類として、確定申告書類が必要となりますので、お近くの税務署にご相談ください。

Q20. 確定申告書に、收受日付印が押されていない場合はどうしたらよいですか。

A20.

【e-Tax で申告された方】

「受信通知」を提出してください。

【確定申告会場（イオンモール新居浜）で申告された方】

受付日時、受付番号が右上に印字されているため、收受日付印は必要ありません。

【青色申告会や税理士に依頼して申告された方】

「青色申告会の押印がある場合」または「税理士による署名押印がある場合」は、收受日付印は必要ありません。

【上記以外の方】

次のいずれかの書類をご提出ください。

- ・税務署で受付押印済みの申告書が閲覧できる場合は、その内容を撮影した写真をご提出ください。（内容が確認できるよう鮮明に写っている必要あり）
- ・税務署が発行する納税証明書（その2）を提出してください。※写しでも可能

Q21. 申請書はどこで手に入りますか。

A21. 市ホームページに掲載している様式をダウンロードしていただくか、

また、紙媒体の申請書類は新居浜市役所5階で配布を行います。

Q22. 申請期限はいつまでですか。

A22. 令和3年6月18日（金）～令和3年8月31日（火）（当日消印有効）とします。

Q23. 申請書類はどのように提出すればよいですか。

A23. 新型コロナウイルス感染症防止のため、郵送による提出にご協力ください。

申請書類は、下記に郵送してください。

申請先・お問合せ先

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市役所 緊急経済対策室 宛て

電話番号：0897-66-7180【直通】

受付時間：9時00分～17時00分（土日祝日を除く）